

令和4年4月より、順次

運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されます

これまで、緑ナンバーのトラックやタクシー業者に関して、安全運転管理者による運転者のアルコールチェックは義務化されていましたが、令和4年4月1日より改正道路交通法施行規則が施行され、義務化の対象が拡大されました。

義務化の対象となる事業者とは

- ・乗車定員が11人以上の自動車を1台以上使用する場合
- ・自動車を5台以上使用する場合



- ※ 自動二輪は1台を0.5台と計算。
- ※ ナンバーの色は白色・黄色を問わない。
- ※ 使用する本拠(事業所ごと)に社用車の台数を確認する。

義務化される内容とは

◎ 令和4年4月1日より

- ・運転前後の運転者の状態を『目視等』で酒気帯びの有無を確認する。
- ・酒気帯びの有無等を記録し、1年間保存すること。

安全運転管理者が、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を確認する。

◎ 令和4年10月1日より

- ・運転者の酒気帯びの有無を『アルコール検知器』を用いて行い、記録を1年間保存すること。
- ・アルコール検知器を常時有効に保持(故障していない状態で保持)すること。

Q. 直行直帰の場合は？

A. 確認方法は対面が原則ですが、対面が困難な場合は、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させ、カメラやモニター等で確認したり携帯電話や無線等で直接対話する方法で確認してください。